

立川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行による。

立川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

立川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u>の感染拡大の防止並びに当該感染症に伴う地域医療体制の整備、市民生活の支援及び地域経済の回復の推進に係る事業に要する経費に充てるため、立川市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止並びに当該感染症に伴う地域医療体制の整備、市民生活の支援及び地域経済の回復の推進に係る事業に要する経費に充てるため、立川市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）</u>を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。